

## 公益財団法人とかち財団 役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規則

(平成25年4月 1日 制 定)

(平成30年8月31日 一部改正)

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人とかち財団（以下「財団」という。）の定款第13条及び27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬や、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 財団は、常勤役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 役員に対する賞与、退職手当及び通勤手当は支給しない。
- 3 常勤役員である理事が財団の使用人を兼ねるときは、報酬は支給せず、使用人に対する給与ならびに退職手当を財団規則等に基づき支給する。
- 4 定款第13条ならびに第27条に基づき、非常勤役員及び評議員は無報酬とする。

### (報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は月額とし、別表1に定める1人あたりの月額及び年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。

### (報酬の支給日及び支給方法等)

- 第5条 前条における常勤役員への報酬は、年額を12で除して得た額を月額として支給する。その月に100円未満の端数が生じたときは、最終の月に支給する報酬において補正する。
- 2 常勤役員に対する報酬は、毎月21日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。
  - 3 常勤役員に対する報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 4 常勤役員に対する報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (非常勤役員等の費用弁償)

第6条 非常勤役員及び評議員が職務のため勤務したときは、その費用弁償として日当を支給する。ただし、当該日当を辞退したときはこの限りではない。

- 2 前項に定める日当の額は1日あたり3,300円とする。ただし、遠隔地等のため特別の経費を必要とする場合は、別に定める旅費規程に準じて理事長が定める額を支給する。

### (旅費)

第7条 役員及び評議員が職務のため出張したときは、旅費を支給する。

- 2 前項に定める旅費の額及び支給方法は、旅費規程による。

(公表)

第8条 財団は、この規則をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規則は、公益財団法人とかち財団設立の登記の日から施行する

附則（平成28年6月15日）

この規則は、平成28年6月15日から施行する。

附則（平成30年8月31日）

この規則は、平成30年8月31日から施行する。

別表1（第4条関係）

・常勤役員の報酬

役職	報酬月額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）
理事長	350,000円以内	4,200,000円以内
専務理事	250,000円以内	3,000,000円以内